連結子法人の比較試験研究費の額が零であるときは、百分の十二）」を削り、同号イ(1)中「百分の五」を「百分の八」に改め、同号イ(2)中「個別増減試験研究費割合が百分の五以下である」を「(1)に掲げる場合以外の」に改め、同号を同項第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

六　法第六十八条の九第六項第一号の規定により読み替えられた同条第四項の規定の適用を受けた場合　同項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額にイに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

イ　中小連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額から当該連結事業年度において法第六十八条の九第七項の規定の適用を受ける場合における当該中小連結親法人又はその連結子法人の特別試験研究費対象金額を控除した金額に次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合を乗じて計算した金額

(1)　個別試験研究費割合が百分の十を超える場合　百分の十二と百分の十二に控除割増率（当該個別試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・五を乗じて計算した割合（当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十）をいう。）を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合）

(2)　(1)に掲げる場合以外の場合　百分の十二

ロ　当該中小連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度に係るイに掲げる金額の合計額

七　法第六十八条の九第六項第二号の規定により読み替えて適用する同条第五項第一号の規定により読み替えられた同条第四項の規定の適用を受けた場合　同項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額にイに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

イ　中小連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額から当該連結事業年度において法第六十八条の九第七項の規定の適用を受ける場合における当該中小連結親法人又はその連結子法人の特別試験研究費対象金額を控除した金額に次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合を乗じて計算した金額

(1)　個別増減試験研究費割合が百分の八を超え、かつ、個別試験研究費割合が百分の十を超える場合　百分の十二に当該個別増減試験研究費割合から百分の八を控除した割合に〇・三を乗じて計算した割合を加算した割合と当該割合に控除割増率（当該個別試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・五を乗じて計算した割合（当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十）をいう。）を乗じて計算した割合（当該割合が百分の十を超えるときは百分の十七とする。）

(2)　個別増減試験研究費割合が百分の八を超える場合（(1)に掲げる場合を除く。）　百分の十二に当該個別増減試験研究費割合から百分の八を控除した割合に〇・三を乗じて計算した割合を加算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該加算した割合が百分の十七を超えるときは百分の十七とする。）

(3)　個別試験研究費割合が百分の十を超える場合（(1)に掲げる場合を除く。）　百分の十二と百分の十二に控除割増率（当該個別試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・五を乗じて計算した割合（当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十）をいう。）を乗じて計算した割合とを合計した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合）

(4)　(1)から(3)までに掲げる場合以外の場合　百分の十二

ロ　当該中小連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度に係るイに掲げる金額の合計額

第三十九条の三十九第二十七項第三号中「第六十八条の九第三項の」を「第六十八条の九第四項の」に改め、「（次号」の下に「から第七号まで」を加え、同号イ中「第六十八条の九第三項」を「第六十八条の九第四項」に、「この号及び次号」を「第七号まで」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第八項第七号」を「同条第八項第八号」に、「次号イ」を「次号から第七号まで」に改め、同号イ(1)中「第六十八条の九第六項」を「第六十八条の九第七項」に改め、同号イ(2)中「第六十八条の九第八項第七号」を「第六十八条の九第八項第八号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　法第六十八条の九第三項第二号の規定により読み替えられた同条第一項の規定の適用を受けた場合　同項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額にイに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

イ　当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額から当該連結事業年度において法第六十八条の九第七項の規定の適用を受ける場合における当該連結親法人又はその連結子法人の特別試験研究費対象金額を控除した金額に次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合を乗じて計算した金額

(1)　個別増減試験研究費割合が百分の八を超え、かつ、個別試験研究費割合（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額の法第六十八条の九第八項第九号に規定する平均売上金額に対する割合をいう。以下この項において同じ。）が百分の十を超える場合　百分の九・九に、当該個別増減試験研究費割合から百分の八を控除した割合に〇・三を乗じて計算した割合と当該割合に控除割増率（当該個別試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・五を乗じて計算した割合（当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十）をいう。）を乗じて計算した割合とを合計した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該合計した割合が百分の十四を超えるときは百分の十四とする。）

(2)　個別増減試験研究費割合が百分の八を超える場合（(1)に掲げる場合を除く。）　百分の九・九に、当該個別増減試験研究費割合から百分の八を控除した割合に〇・三を乗じて計算した割合を加算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該加算した割合が百分の十四を超えるときは百分の十四とする。）

(3)　個別増減試験研究費割合が百分の八以下であり、かつ、個別試験研究費割合を減算した割合　百分の九・九から、百分の八から当該個別増減試験研究費割合を減算した割合に〇・一七五を乗じて計算した割合を減算した割合（当該割合が百分の六未満であるときは、百分の六。(3)において「割増前割合」という。）と当該割増前割合に控除割増率（当該個別試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・五を乗じて計算した割合（当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十）をいう。）を乗じて計算した割合とを合計した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合）

(4)　個別増減試験研究費割合が百分の八以下である場合（(3)に掲げる場合を除く。）　百分の九・九から、百分の八から当該個別増減試験研究費割合を減算した割合に〇・一七五を乗じて計算した割合を減算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該減算した割合が百分の六未満であるときは百分の六とする。）

(5)　当該連結親法人又はその連結子法人の比較試験研究費の額が零である場合　百分の八・五（個別試験研究費割合が百分の十を超える場合には、百分の八・五と百分の八・五に当該個別試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・五を乗じて計算した割合（当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十）を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合）とを合計した割合）

ロ　当該連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度に係るイに掲げる金額の合計額